

## 第9章 計画推進に向けた取組

### 9.1 無電柱化の推進体制

計画的に事業を推進するため、区で事業着手する優先整備路線については、道路管理者、電線管理者、地方公共団体などからなる関東地区無電柱化協議会や東京都無電柱化地方協議会を活用し、無電柱化の推進に係る調整を行います。

道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路管理者が行う道路調整会議を活用し、工程等の調整を行っていきます。

<p><b>関東地区無電柱化協議会</b></p>	<p>関東地方推進計画等の策定 (実施箇所の選定、集計等) 関東地方の道路管理者、警察、総務省、経済産業省の 地方局、電線管理者等</p>
<p><b>東京都無電柱化地方協議会</b></p>	<p>東京都での具体箇所の調整、集計 東京都内の道路管理者、警察、電線管理者等</p>
<p><b>路線毎の企業者調整会議</b></p>	<p>具体の箇所の事業の実施の調整 具体の箇所の道路管理者、電線管理者等</p>

表 9-1 無電柱化の推進体制

## 9.2 計画の推進主体の役割

地域住民と行政、関係事業者が協力し、円滑な事業推進が図られるように、行政が主体となって働きかけを行っていきます。

本区においては、以下のとおり三者が役割分担しつつ協働で計画を推進して行くこととします。

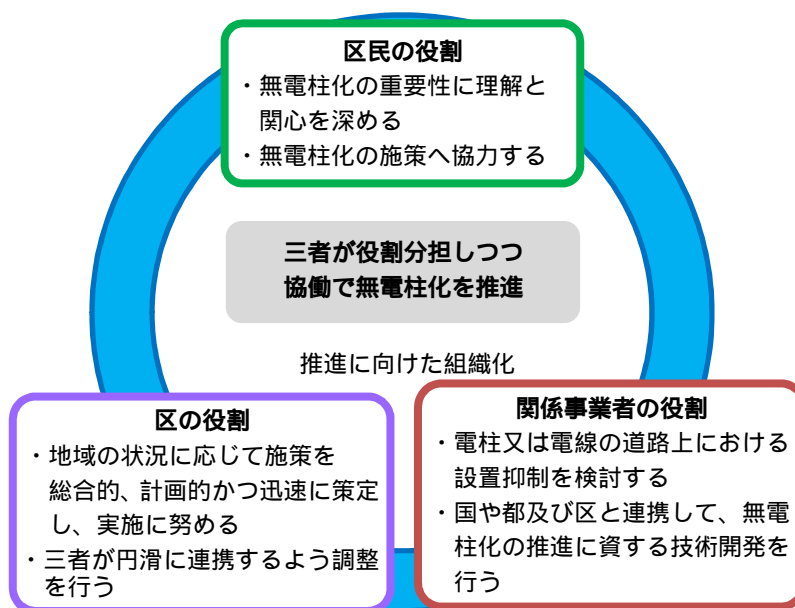


図 9-1 計画の推進主体の役割

### 9.3 計画の進行管理

推進計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づいて行うことを基本とします。

無電柱化を着実に推進するため、本計画の進捗状況を適切に管理するとともに、目黒区基本計画、目黒区都市計画マスタープラン、目黒区関連計画や国・東京都の無電柱化推進計画等の改定を踏まえ、整合を図ります。

特に、整備目標の達成には、無電柱化を検討する路線の無電柱化が必要なことから、まちづくりの動向や無電柱化に対する機運の高まりを見ながら、計画の進捗状況を継続的に管理し、改善していきます。

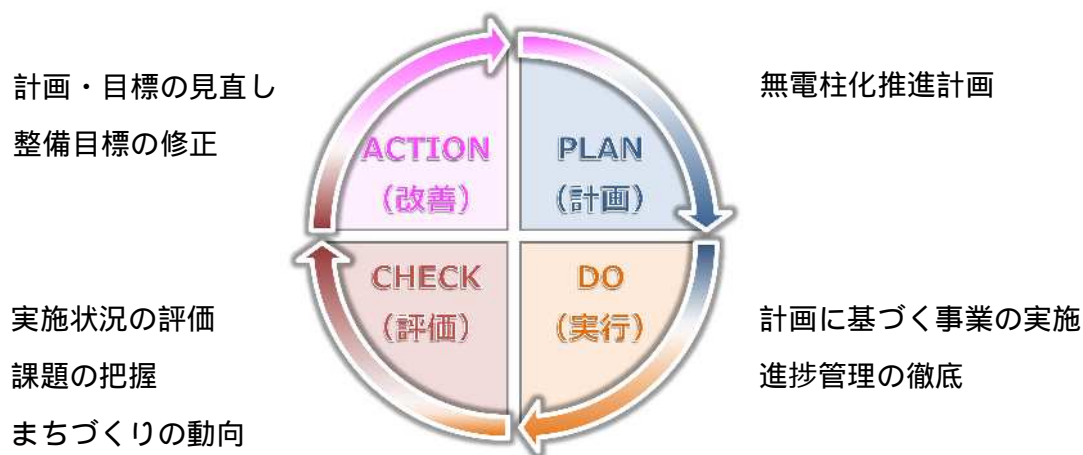


図 9-2 無電柱化推進計画の進行管理